

後期高齢者医療制度における
秋田県の保険料（案）

平成19年11月

秋田県後期高齢者医療広域連合

I 保険料試算について

■平成20年度及び平成21年度の給付費見込額等

	給付費見込額 (百万円)	被保険者見込数 (人)
平成20年度	116,842	175,675
平成21年度	134,602	183,290
計	251,444	358,965

※平成20年度の給付費見込額は、11ヶ月分として保険料を試算

■一人当たり旧ただし書所得の比較

	秋田県	全国平均
旧ただし書所得 (所得係数)	307,391円 (0.56)	553,084円 (1.00)

※旧ただし書所得とは、総所得額から基礎控除額(33万円)を引いた額

■保険料率(案)

	均等割額	所得割率
均一保険料率	38,426円	7.12%
均等割:所得割	64:36	

■平成17年度一人当たり老人医療費の比較

	秋田県	全国平均
一人当たり老人医療費	754,065円	821,403円

《資料》厚生労働省『平成17年度老人医療事業報告』

■一人当たり保険料賦課額

	秋田県	国試算
試算額	60,041円	74,000円

II ケース別保険料額について

■年金収入による年間保険料額

被保険者均等割額 = 38,426 円	所得割率 = 7.12%
---------------------	--------------

(単位:円)

例1)被保険者本人のみで単身世帯の場合					例2)夫婦2人世帯で共に被保険者である場合	
年金収入額	153万円	168万円	203万円	300万円	夫/世帯主 192万円	妻 135万円
うち所得額	33万円	48万円	83万円	180万円	72万円	15万円
所得割額	0	10,680	35,600	104,664	27,768 ✓	0 ✓
均等割の 軽減割合	7割軽減	7割軽減	2割軽減	軽減なし	5割軽減	5割軽減
軽減後の 均等割額	11,527	11,527	30,740	38,426	19,213	19,213
保険料 賦課額	11,527	22,207	66,340	143,090	46,981	19,213
年金額に 占める保険 料の割合	0.75%	1.32%	3.27%	4.77%	2.45%	1.42%

※ の年金収入額は、所得割額0円、均等割額軽減の限度額である。

【所得割額の算定方法】

年金収入額に対し、公的年金等控除120万円を差し引いた所得額から基礎控除33万円を差し引いた額に所得割率を乗じる。

■均等割額軽減対象者の内訳

(単位:人、円)

軽減区分	対象者数	比率	均等割 基本額	軽減適用後 均等割額
7割軽減	79,647	44.37%	38,426	11,527
5割軽減	5,916	3.29%		19,213
2割軽減	10,414	5.80%		30,740
合計	95,977	53.46%		
軽減対象外	83,495	46.54%		
総数※	179,472	100.00%		

※ 総数は平成19年10月30日現在の被保険者台帳に基づき算出した被保険者数である。